

しもうちふれあいまちづくり協議会

設 立 総 会

日 時 平成 27 年 11 月 22 日（日） 午後 2 時 00 分から

会 場 下有知小学校 体育館

下有知地域委員会設立準備会

次 第

◇ 第1部 設立総会 14:00~15:00

1 開会のことば

2 設立準備委員会代表あいさつ

3 来賓祝辞 関市長

地元市議会議員代表

4 議長選出

5 議 事

議案第1号 しもうちふれあいまちづくり協議会会則の制定について

議案第2号 下有知地域振興計画の策定について

議案第3号 しもうちふれあいまちづくり協議会役員の承認について

6 議長退任

7 閉会のことば

◇ 第2部 DVD鑑賞 15:10~16:10

『やねだん～人口300人、ボーナスが出る集落～』

— 住民総出の知恵と汗のむらづくり —

鹿児島県鹿屋市串良（くしら）町小原にある柳谷（やねだん）の事例

経過報告

◇ はじめに

下有知地域においても、高齢化社会への対応や子育て支援等の福祉に関する課題をはじめ、自治組織体制の整備・充実、環境保全対策、生活基盤の改良・整備、防犯防災対策、交通安全対策、健康づくり対策など多種多様な地域課題への対応が求められています。

このような状況を考えるとき、今後下有知を一層住みよい地域にするためには、今後の下有知の自治について周知を集めて方向性を見出し、みんなが力を合わせて取り組む必要があります。

この計画は、下有知地域に暮らす人々が特色をもった魅力あふれる地域づくりを推進するため、住民及び団体相互の連携・協力体制を一層緊密にし、安心して生きがいのある生活を営むことができる、下有知づくりをめざして策定したものです。

◇ 下有知地域委員会設立準備会の設置

下有知では地域委員会に下有知区会と下有知自治会連合が協力して取り組むことを決定し、ふれあいのまちづくり推進委員会の総会に議案を提出して承認されました。

これを受けて、下有知ふれあいのまちづくり委員9名と推薦2名、公募3名で下有知地域委員会設立準備会を設置し、平成26年8月4日に第1回準備会を開催しました。

◇ 取組経過

平成24年	4月27日	平成24年度下有知ふれあいのまちづくり推進委員会総会で市民協働課が地域委員会について概要説明
平成25年	5月24日	市から地域委員会モデル地区への参加要請
	6月18日	下有知ふれあいのまちづくり推進委員会三役会で地域委員会モデル地区への参加要請に対する対応について協議
	9月3日	下有知ふれあいのまちづくり推進委員会三役会で市民勉強会に参加
平成26年	2月16日	下有知ふれあいのまちづくり推進委員会三役会で地域委員会モデル地区への参加要請に対する対応について協議
	4月10日	下有知ふれあいのまちづくり推進委員会三役会で地域委員会モデル地区への参加要請に対する対応について協議
	4月13日	下有知ふれあいのまちづくり推進委員会役員会において地域委員会モデル地区への参加要請に対する対応について協議
	4月27日	平成26年度下有知ふれあいのまちづくり推進委員会総会で地域委員会モデル地区への参加を決議
	6月9日	市に地域委員会事業申出書を提出
	6月12日	地域委員会モデル地区指定通知書を受理
	7月15日	地域委員会準備会のメンバーを公募
	8月4日	第1回下有知地域委員会準備会開催
	8月25日	第2回下有知地域委員会準備会開催
	9月1日	平成26年度地域づくり支援交付金申請書を提出

	9月18日	第3回下有知地域委員会準備会開催 平成26年度地域づくり支援交付金決定通知書を受理
	10月15日	第4回下有知地域委員会準備会開催
	11月11日	第5回下有知地域委員会準備会開催
	11月24日	地域委員会の取り組み開始のチラシ配布を自治会長に依頼
	12月6日	地域委員会を考える市民勉強会第4弾に代表参加
	12月7日	自治会長にアンケート調査対象者の自治会加入の有無の判別を依頼
	12月12日	第6回下有知地域委員会準備会開催
	12月23日	自治会長会でアンケート用紙を配布し、対象者への配布及び回収を依頼 自治会加入者分1,500部
	12月24日	自治会未加入者の調査対象者500人に調査用紙発送
平成27年	1月13日	第7回下有知地域委員会準備会開催
	2月21日～	団体ヒアリング及び意見交換会 20団体を対象に延べ7日間実施
	2月5日	第8回下有知地域委員会準備会開催
	3月1日	自治会長会と下有知ふれあいまちづくり推進委員会合同研修会で経過説明
	3月3日	第9回下有知地域委員会準備会開催
	3月29日	自治連下有知支部定期総会において地域委員会の経過報告
	3月31日	平成26年度地域づくり支援交付金確定通知書を受理
	4月7日	第10回下有知地域委員会準備会開催
	4月28日	平成27年度下有知ふれあいのまちづくり推進委員会総会で経過報告
	5月1日	第11回下有知地域委員会準備会開催
	5月10日	第12回下有知地域委員会準備会開催
	5月29日	平成26年度地域づくり支援交付金実績報告書並びに平成27年度地域 づくり支援交付金交付申請書を提出
	6月1日	第13回下有知地域委員会準備会開催
	6月15日	第14回下有知地域委員会準備会開催
	6月20日	自治会長会において地域委員会について市民協働課からの説明及び下有 知地域委員会準備会の取組経過を報告
	6月29日	区長会において経過説明
	7月2日	第15回下有知地域委員会準備会開催
	7月21日	区長会三役会において今後の区会の在り方について協議
	7月23日	第16回下有知地域委員会準備会開催
	8月18日	第17回下有知地域委員会準備会開催
	8月28日	田原みらいづくり協議会訪問
	9月3日	第18回下有知地域委員会準備会開催
	9月25日	企画運営委員会委員候補者への地域委員会に関する説明会開催
	9月30日	第19回下有知地域委員会準備会開催
	10月18日	下有知各種組織・団体及びサークル代表者会議
	10月19日	第20回下有知地域委員会準備会開催
	11月11日	第21回下有知地域委員会準備会開催

議案第1号

しもうちふれあいまちづくり協議会会則の制定について

しもうちふれあいまちづくり協議会会則を、別紙のとおり制定したいので承認を求めます。

平成27年11月22日 提出

しもうちふれあいまちづくり協議会会則

(目的)

第1条 本会は、私たちが住む下有知の特色を最大限に活かし、より魅力のある地域づくりを推進するため、住民及び団体相互の連携・協力体制を一層緊密にし、安心して生きがいのある生活を営むことができる下有知づくりを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、しもうちふれあいまちづくり協議会と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、関市下有知ふれあいセンター(以下「ふれあいセンター」という。)内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域住民相互の交流、親睦、情報交換等を通じた、住みよいまちづくりに関する事
- (2) 防犯、防災及び交通安全に関する事
- (3) 地域福祉の推進・充実に関する事
- (4) 文化やスポーツ、生涯学習の振興に関する事
- (5) 子どもの健全育成、高齢者の生きがいづくりに関する事
- (6) 環境保全、美化に関する事
- (7) ふれあいセンターの管理運営に関する事
- (8) その他、目的を達成するために必要な事。

(組織)

第5条 本会は、下有知地域に居住する住民並びに地域内に活動拠点を置く各種組織・団体をもって構成する。
2 本会の役員及び部会員を総称して委員という。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 部会長 | 7名 |
| (4) 推薦委員 | 若干名 |
| (5) 事務局長 | 1名 |
| (6) 会計(事務局長兼務) | |
| (7) 監事 | 2名 |

(役員を選任)

第7条 任期満了に伴う次期役員については、会長、部会長、推薦委員、事務局長、会計及び監事の候補者を、

企画運営委員会で選考し、また、副会長の候補者を会長が指名し、総会において選任する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときには、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、本会の事務を統括する。
- (4) 部会長は、部会を代表し、その業務を統括する。
- (5) 推薦委員は、本会の業務に参画し、業務の運営にあたる。
- (6) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (7) 監事は、本会の会計、資産及び本会の業務執行の状況を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員の補充又は増員によって就任した役員の仕事は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(事務局)

第10条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務及び会計処理に必要な職員を置く。
- 3 事務局職員は、会長が任免する。

(会議)

第11条 本会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 企画運営委員会
- (3) 部会

(総会)

第12条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会とし、委員をもって構成する。

- 2 定期総会は年度当初、臨時総会は必要に応じて開催し、会長がこれを招集する。
- 3 総会は次の事項について審議し、議決する。
 - (1) 会則の制定及びセンター利用要領の改正
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) 役員の仕事及び解任
 - (5) その他、運営に関する重要事項
- 4 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。
- 5 総会は、委員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状を提出した委員は出席者とみなす。
- 6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(企画運営委員会)

第13条 企画運営委員会は、会長、副会長、部会長、推薦委員、事務局長(兼会計)をもって構成する。

2 企画運営委員会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会に付議した事項の執行に関する事項
- (3) 各部会の活動内容及び協力体制の確認等に関する事項
- (4) 下有知の地域振興にかかる組織体制の整備に関する事項
- (5) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 企画運営委員会は、月1回定例会議を開催し、議長は、会長がこれにあたる。その他、必要に応じて臨時会議を開催することができる。

4 企画運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部 会)

第14条 本会に、地域課題を解決するために必要な部会を置く。詳細については、細則に定める。

2 各部会は、部会の運営に資する個人または各種組織・団体から選任された代表者(以下「部会員」という。)で構成する。

3 各部会に、部会長及び副部会長を置き、副部会長は部会長が指名する。

4 部会長は、部会を代表し、その活動を総括する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

6 部会は、他の部会及び関係機関や団体等と連携し、部会の所管する事業を推進する。

(資 産)

第15条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) まちづくり推進費
- (2) まちづくり推進協力金
- (3) 管理委託金
- (4) 交付金
- (5) 寄付金
- (6) 施設利用料金
- (7) その他の収入

(事業年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第17条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、各部会及び事務局において検討し、企画運営委員会の承認を得て会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会

において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第18条 本会の事業報告及び収支計算書等の決算にかかわる書類は、毎年度事業終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(会則の改正)

第19条 本会の会則を改正するときは、総会において出席した委員の3分の2以上の賛成による議決を経なければならない。

(顧問)

第20条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は会長が委嘱する。

(下有知ふれあいセンターの管理運営)

第21条 この会則に定めるもののほか、ふれあいセンターの管理運営は、下有知ふれあいセンター利用要領により行う。

(委任)

第22条 この会則の施行について必要な細則は、企画運営委員会の議決を経て会長がこれを定める。

附 則

この会則は、平成27年11月22日から施行する。

しもうちふれあいまちづくり協議会 細則

(部会)

第14条 本会に、地域課題を解決するために必要な部会を置く。詳細については、細則に定める。

2 各部会は、部会の運営に資する個人または各種組織・団体から選任された代表者(以下「部会員」という。)で構成する。

細則 活動部会の主な事業及び構成

部会	主な事業	構成団体等(今後の検討事項)
総務・自治	<p><スローガン> 新たなしくみで 特色豊かな しもうち</p> <ol style="list-style-type: none"> 下有知の自治組織体制の整備・充実 <ul style="list-style-type: none"> 各団体の役割の明確化と連携促進 自治会加入を促進し活性化を図る 転入者への温かい雰囲気づくり 広報広聴システムの構築 女性の活躍を促進 若者が下有知について意見交換ができる場づくり ボランティア人材バンクの設置・運営 	自治会連合会 区長会 有志
安全・安心	<p><スローガン> 安全で安心 みんなで守る しもうち</p> <ol style="list-style-type: none"> 防犯防災対策充実と地域ぐるみの活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> 災害時の連絡・支援体制の整備 防犯灯の設置促進活動 安全パトロールの充実 住民参加の防災マップづくり 防災訓練への参加促進 交通事故防止対策の充実と地域ぐるみの活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> 通学路の安全対策 消防団活動への協力・支援 <ul style="list-style-type: none"> 消防団の見直し 消防団OBの活用 	自治会連合会 区長会 消防団 自主防災会 交通安全協会 民生児童委員協議会 社会福祉協議会 青少年育成協議会 小中学校PTA 日赤奉仕団 有志
福祉・子育て	<p><スローガン> みんなが支え みんなでしとねる しもうち</p> <ol style="list-style-type: none"> 高齢者・障がい者の支援 <ul style="list-style-type: none"> 買い物、病院等の送迎支援 日常支援(力仕事、高所作業、掃除等) 老人クラブ活動の充実 子育て支援 <ul style="list-style-type: none"> 子育て世代ネットワークづくり ふれあいノートの活用支援 留守家庭児童教室の見直し 	社会福祉協議会 民生児童委員協議会 青少年育成協議会 小中学校PTA 保育園保護者会 修徳会連合会 日赤奉仕団 有志

	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な遊び場（公園等）の確保 ・多世代交流の溜まり場（喫茶サロン）づくり 	
生活・環境	<p><スローガン> 自然に学び 自然と共に暮らす しもうち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適度な田舎の景観保全 <ul style="list-style-type: none"> ・農地保全活動（休耕地や空き地の管理） ・ゴミのポイ捨て、野焼き、犬の散歩マナー等のルールづくり 2 身近で遊べる公園の整備 3 危険個所の点検確認と対策 	区長会 自治会連合会 土木水利委員 農業委員 曾代用土地改良区 修徳会連合会 有志
健康・スポーツ	<p><スローガン> 元気ではつつ みんなが笑顔の しもうち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 山王山の歩道整備と活用促進 2 食による健康づくり推進活動 <ul style="list-style-type: none"> ・地元の食の発見と活用（食育など） ・農産物等の特性を活かしたふれあいの場の設置 3 各種スポーツイベントの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・下有知ぐるみでスポーツイベント 4 健康講話・講習会の開催 	健康推進委員会 スポーツ推進委員 体育委員 自治会連合会 スポーツ少年団 有志
文化・交流	<p><スローガン> 叡智を引き継ぎ 人の輪を広げる しもうち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 下有知の歴史の保存と活用 <ul style="list-style-type: none"> ・地域のまつり、獅子舞、昔の遊び、民話の保存・伝承 ・文化遺産・神社仏閣の発見・発掘 2 各種イベント・交流会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・文化お宝探しウォーキング ・山王山八十八観音の活用 3 地域ぐるみのあいさつ運動の推進 	獅子舞保存会 小中学校 PTA 修徳会連合会 有志
財務・管理	<p><スローガン> 構えしっかり 信頼される運営の しもうち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 しもうちまちづくり協議会の資産管理 <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進費等の収入、支出業務及び管理 ・まちづくり推進費の見直し 2 下有知ふれあいセンター施設設備及び備品の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・下有知ふれあいセンター利用料の管理 	区長会 事務局 有志

しもうちふれあいまちづくり協議会組織図

総 会

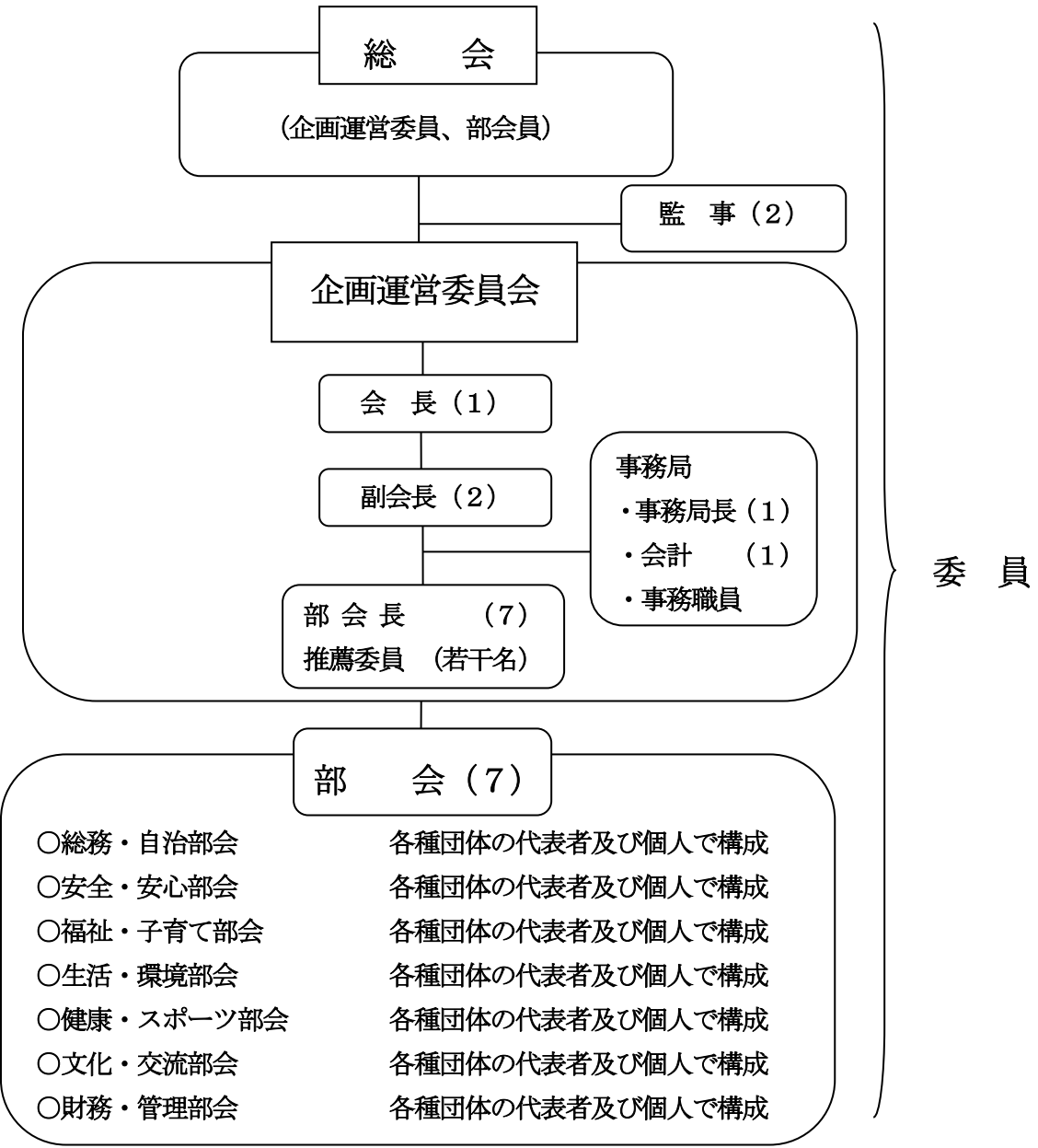
..... { しもうちふれあいまちづくり協議会の最高決定機関です。
1年間の活動や予算等について審議し、決定します。
企画運営委員及び部会員で構成します。

企画運営委員会

..... { 総会で審議することや協議会の運営に関することを決定します。
会長、副会長、部会長、推薦委員、事務局長及び会計で構成します。

部 会

..... { 下有知の諸課題を解決するための事業の企画・実施の主体者です。
下有知地域の住民や各種団体、有志で構成します。



議案第2号

下有知地域振興計画の策定について

下有知地域振興計画を、別紙のとおり策定したいので承認を求めます。

平成27年11月22日 提出

下有知地域振興計画

1 策定の背景と目的

下有知地域においても、高齢化社会への対応や子育て支援等の福祉に関する課題をはじめ、自治組織体制の整備・充実、環境保全対策、生活基盤の改良・整備、防犯防災対策、交通安全対策、健康づくり対策など多種多様な地域課題への対応が求められています。

この計画は、下有知地域に暮らす人々が特色をもった魅力あふれる地域づくりを推進するため、住民及び団体相互の連携・協力体制を一層緊密にし、安心して生きがいのある生活を営むことができる下有知づくりをめざして策定しました。

2 主旨

この計画は、基本方針と基本施策・主な事業で構成しています。「しもうちふれあいまちづくり協議会」が、住民とともに地域課題解決のために取り組んでいく事業を明らかにしたものです。

3 計画期間

この計画の実施期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

4 地域の将来像

「ふれあい 支え合う 下有知」

5 基本方針

下有知地域の魅力や課題を整理し、解決に向けた活動の基本方針をつぎのように定め、下有知地域のみんなでつくりあげていきます。

- 新たなしくみで 住みよい地域づくり
 - 組織の充実
 - 情報をみんなが共有できる手立ての構築
- 安全で安心 みんなで守る地域づくり
 - 防犯防災、交通安全対策の充実
 - 災害時における要支援者への支援体制の整備
- みんなが支え みんなでしとねる地域づくり
 - 高齢者・障がい者の生活支援
 - 子育て支援
- 自然に学び 自然と共に暮らす地域づくり
 - 自然環境及び生活環境の保全
- 元気ではつらつ みんなが笑顔の地域づくり
 - 健康づくり活動の充実と積極的推進
- 叡智を引き継ぎ 人の輪を拓げる地域づくり
 - 文化財や伝統芸能など文化資源の保存及び伝承
 - 地域ぐるみのあいさつ運動

- 構えしっかり 信頼される運営基盤づくり
 - 資産管理及び施設管理

6 基本施策

★テーマ1 新たなしくみで 住みよい地域づくり

1-1 組織の充実

オール下有知での地域づくりを推進するための組織が必要です。地域づくりのアイデアを自由に出し合い、住民の力が最大限に発揮できる機能を充実します。

次世代のリーダーを育成することも大切にします。

- ◇下有知の自治組織体制の整備・充実
- ◇各種団体の役割の明確化と連携促進
- ◇自治会加入を促進し活性化を図る
- ◇転入者への温かい雰囲気づくり
- ◇若者、女性が活躍できる場の提供
- ◇住民ミニ集会の開催
- ◇ボランティア人材バンクの設置・活用

1-2 情報をみんなが共有できる手立ての構築

自分たちの地域に関心を持ち、協力して地域づくりを行うためには、地域に住むみんなに情報をいきわたらせることが大切です。そのための方策を探っていきます。

- ◇地域住民相互の情報交換システムの構築
- ◇自治会未加入者への情報提供

★テーマ2 安全で安心 みんなで守る地域づくり

2-1 防犯防災、交通安全対策の充実

安全な地域づくりのためには、下有知地域全体の防犯防災体制の構築が必要です。また、地域の子どもを守るため、交通安全対策等に取り組みます。

- ◇下有知全体の防災組織の整備・充実
- ◇消防団活動への支援・協力
- ◇防犯灯の設置促進、安全パトロールの充実、
- ◇通学路等の危険個所の点検確認と対策

2-2 災害時における要支援者への支援体制の整備

自然災害等による緊急事態が発生した場合に、自力対応ができない要支援者に対して地域としての支援の方策を探っていきます。

- ◇要支援者の状況把握、支援チームの設置、要支援者マップの作成。
- ◇減災対策の支援（家具の固定や物の落下防止等）

★テーマ3 みんなが支え みんなでしとねる地域づくり

3-1 高齢者・障がい者の生活支援

家族、地域、行政が連携協力し、高齢者・障がい者の安否確認や見守り、生活支援の仕組みをつくり
ます。

- ◇日常支援
- ◇老人クラブ活動の支援
- ◇気軽に交流できるたまり場（喫茶サロン）づくり

3-2 子育て支援

若者が定住するためには、子育て環境が充実した地域でなければなりません。「地域の子は地域のみ
なで育てる」の思いを大切に、安心して子育てができる地域を目指します。

- ◇子育て時期の親子が集まれるたまり場づくり
- ◇子育て世代ネットワークの構築
- ◇身近な遊び場（公園等）づくり
- ◇ふれあいノートの活用支援

★テーマ4 自然に学び 自然と共にくらす地域づくり

4 自然環境及び生活環境の保全

下有知の魅力は山林や河川などの自然と生活が調和しているところです。山林や農地の荒廃を食い止
め、生活マナーのルールなどを定め、自然環境豊かな美しい地域をつくります。

- ◇ゴミのポイ捨て、野焼き、犬の散歩マナーなど良好な生活環境を実現するためのルールの構築
- ◇動植物が棲息する環境の保全活動の推進

★テーマ5 元気ではつらつ みんなが笑顔の地域づくり

5 健康づくりの推進

下有知が元気であり続けるためには、住民のみんなが健康でなければなりません。健康を維持するた
めに、スポーツやウオーキング、食生活の見直しによる健康増進活動を推進します。

- ◇各種スポーツイベントの開催
- ◇山王山を活用したウオーキングコースの設置
- ◇食による健康づくり活動の推進
- ◇健康講話・講習会の開催

★テーマ6 叡智を引き継ぎ 人の輪を拓げる地域づくり

6-1 文化財や伝統芸能など文化資源の保存及び伝承

下有知にはみんなが親しんできた里山、地域のまつり、獅子舞、神社仏閣など幅広い文化財や伝統芸
能などの文化資源があります。これらを地域の宝とし保存・伝承します。

- ◇地域のまつりや伝統芸能、民話などの保存・伝承
- ◇地域の文化財の発見・発掘

6-2 地域住民相互の交流・親睦

- ◇文化交流イベントの開催

◇地域ぐるみのあいさつ運動の展開

◇生涯学習の推進

★テーマ7 構えしっかり 信頼される運営基盤づくり

7 資産管理及び施設管理

地域づくりの核となる「しもうちふれあいまちづくり協議会」の資産管理と「下有知ふれあいセンター」が交流拠点施設として活用しやすく親しみのある施設となる運営を行います。

◇下有知地域の自治運営に関する経費の使途、収支等について公開し、運営の適正化と効率化を図ります。

◇下有知の拠点施設としての「下有知ふれあいセンター」の施設管理を行うとともに。みんなの交流拠点として活用しやすい運営を行います。

議案第3号

しもうちふれあいまちづくり協議会の役員の承認について

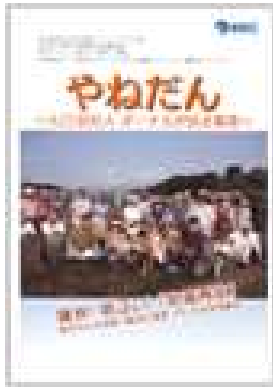
しもうちふれあいまちづくり協議会の役員について、次の通り承認を求めます。

平成27年11月22日 提出

役 職	氏 名	備 考
委 員 長	武 藤 哲 夫	
副委員長	高 橋 正 次	
	平 田 忠 彦	
事務局長	平 田 幹 司	
総務・自治部会長	平 田 利 弘	
安全・安心部会長	村 井 峰 男	
福祉・子育て部会長	山 口 正 二	
生活・環境部会長	奥 田 光 治	
健康・スポーツ部会長	山 田 丈 一	
文化・交流部会長	加 藤 篤	
財務・管理部会長	平 田 幹 司	
推 薦 委 員	高 井 敏	
	野 口 正 人	
	三 輪 康 典	
	古 田 邦 彦	
	谷 村 圭 子	
	中 山 恵 美 子	
監 事	鳥 本 哲 夫	
	杉 村 徹	

やねだんドキュメンタリー番組

アイデアと工夫、そして集落をあげた結束で、「限界集落」「過疎・高齢化」などの逆境をはねのけ続ける「やねだん」の、笑いと感動の12年をつづりました。



本編 59分

<番組内容>

鹿児島県鹿屋市の柳谷集落、愛称「やねだん」は、人口300人、うち65歳以上が4割。

どこにでもあるような、さびれゆく過疎高齢化の集落でした。

ところが、10年ほどで“地域再生のお手本”として、全国から注目される集落に変貌したのです。

「やねだん」がめざしたのは“行政に頼らない地域再生”。集落で労力や経験を提供しあって、独自の商品開発で自主財源を増やし、福祉や教育を自ら充実させていきました。

そして、自主財源が増えた結果、集落の全世帯にボーナスが配れるほどに！

逆境を逆手にとる愉快的発想、したたかなビジネス感覚、人の和の底力、

リーダーの苦勞と献身、そして住民の笑顔。

この番組は、地方のある小さな集落が再生を果たした12年の記録です。